

## 女性活躍推進法に基づき、さらなる女性活躍の推進のため、次の目標を掲げています

目標1 課長相当以上の女性社員の割合を、2020年までに少なくとも10%以上にする

目標2 男性社員の育児休業取得率を2020年までに少なくとも50%以上とする



### ワーク・ライフ・バランス



少子高齢化の進展や女性の社会進出が加速する中で、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が求められています。育児休業制度など各種制度の拡充に加え、育児・介護サービスの導入や事業所内保育所の開設など、支援策を充実させています。



東京本社内に設置した保育所



本社食堂の壁に保育所児童の作品を展示

### 心と体の健康管理



従業員が心身ともに健康な生活を送れるよう、全社統括産医のもと、医療スタッフによる従業員への保健指導をはじめ、健康管理・増進に関するさまざまな施策を推進しています。

#### ◆ ワーク・ライフ・バランス充実のための諸制度・諸施策

	制度・施策	内容
育児・介護支援	育児休業	子が3歳到達後の最初の4月末日まで取得可能(連続7日間で4回まで有給)
	介護休業	家族の介護をするときに取得可能(通算365日)
	マタニティ休暇	妊産婦が母子保健法に基づく妊産婦検診を受診するとき、または妊娠に伴う私傷病や体調不良により療養するときに取得可能(通算20日、有給)
	出産サポート休暇	配偶者が子を出産するときに取得可能(連続5日以内、有給)
	介護休暇	子の看護、家族の介護をするときに取得可能(1年度において同一事由につき20日以内、有給)
休暇・勤務時間	短時間勤務制度	小学3年生までの子の養育および家族の介護のために、労働時間の短縮が可能(1日あたり最大3時間)
	キャリアリカバリー制度	出産・育児・介護・配偶者の転勤を理由として退職した者に対する再雇用制度
有給休暇	事業所内保育所の設置	東京本社、愛媛工場、千葉工場、大阪工場、健康・農業関連事業研究所に設置
	育児・介護支援サービス	福利厚生事業者による育児・介護支援サービスを利用可能
	ボランティア休暇	ボランティア活動を行うときに取得可能(連続2日/年、有給)
有給休暇	ワーク・ライフ・バランスデーの設置	定時で退社する日を週1回以上、事業所単位・職場単位で設定
	有給休暇の計画的付与	事業所ごとに有給休暇の計画的付与日を設定
	配偶者の海外転勤に伴う特別休職	配偶者の海外転勤に同行する社員に対して、3年間で限度として特別休職の適用が可能